

平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成24年7月13日（金）

午後3時00分

中央図書館2階 講堂

副館長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただいまから、図書館協議会臨時会を始めさせていただきます。本日は10名の委員のうち9名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しています事をご報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館 長 こんにちは。大変お忙しいところ、毎回お集まりいただきましてありがとうございます。今回は指定管理制度に基づくご意見、それから諮問という形で会議を設定させていただきました。時間も貴重な時間でございますので、よろしく願いをいたしまして、ご挨拶に変えさせていただきます。よろしく願いいたします。

副館長 それでは、早速会議を始めさせていただきます。会長の進行でよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、今日もまたよろしくお願ひします。それでは、今日の会議ですけれども、時間が少し遅く始まっていますので、16時45分位までにと考えております。ご協力よろしくお願ひします。次第の方に沿いまして進めていきたいと思ひますけれども、今日皆さん諮問があると、そして、それについての考え方の説明があるということで、期待をして来られているのではないかと思ひますが、実はですね前回の会議の終わりの方で新しく委員になられた委員の方から、何点かの質問がございました。それについて、委員の方で、今皆さんのお手元にあると思ひますが、「図書館は知る権利をどう保障するか」ということで質問趣意書という形で、文書にまとめていただき、私のところにご持参いただきました。ちょっと色々相談をしたんですが、せっかく新しく委員になられて、これから諮問があるという時に、せっかくの意見を先にいただいて、それらも共通の意見というか材料として、それから諮問の方に入った方がいいのではないかと判断させていただきました。今日、前半の時間を委員の質問を受けて、それに対する図書館の考えを返答いただいてから諮問の方に進むというような流れで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。時間があまり取れずに申し訳ないんですけども、委員の方から趣意書の部分の説明を1

0分ないし15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員 <以下質問趣意書内容説明>

◇図書館は知る権利をどう保障するか

1. 選書と除籍について
2. 図書館で行っている行事について
3. 個人情報の流出について
4. 郷土資料の収集・保存について

以上で、説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございます。事例を入れてくれたので私には解りやすかったです。ありがとうございます。それで、これに関しての返答といたしますか、何かありますか。よろしくお願いします。

副館長 それでは、まず最初の①の選書と除籍について挙げられている質問に……。

委員 すいません。プリントか何か用意されていないんですか。全部口頭でお答えということですか。せっかく質問そのものが文書になっているのに、それに対する回答が口頭だけでよろしいんですか。

館長 それでは、改めて文書にさせていただきますが、今、口頭でとりあえず時間的な部分もでございますので、説明をさせていただきます。

副館長 それでは、①に関して説明させていただきます。①に関して3つの質問がございます。出版社の回収要請にどのような対応をしたか。これにつきましては、回収には応じておりません。それはどのような理由からかについては、日本図書館協会の図書館の自由に関する宣言を尊重しての対応をいたしました。社会の変化の中で図書館は様々な状況に置かれてきましたが、いかなる状況の元でも、図書館を支える理念として、図書館が守るべき自立的規範として広く支持を得てきたものです。その中の一つとしては、図書館は資料収集の自由を有する。これは、圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりしないということを述べております。もう一つは、図書館は資料提供の自由を有する。こちらは、正当な理由がない限り書架から撤去したり、廃棄したりしないということを述べております。次に質問3としまして、市民から閲覧の要望があったか。それにどんな対応をしたかという点につきましては、市民から閲覧の要望はございました。それにどんな対応をしたかは、他の資料と同様の取り扱いをいたしました。協議の結果、委員が書かれているような経緯の分かる物を書籍に添付し、利用の規制はいたしませんでした。出版物に関して問題提起がなされた場合、判断が非常に困難な場合もありまして、道立図書館や、日

本図書館協会に助言を求めることもあります。館内での協議を経て対応しております。この質問に対しては以上です。

館長

今、ご質問に対してペーパーをご用意してなくて大変失礼をいたしました。今回いただきましたご質問等々につきまして、若干今後の説明と重複する部分があったものですから、大変失礼しておりますが、後ほどあらためてペーパーにして皆様に配布させていただきたいと思っております。続きまして、何点かご質問をいただいておりますので、後ほどの説明も重複してしまいますけれども、少しお話をさせていただきたいと思っております。まず、除籍と選書については、図書館の生命線であるという認識をしております。したがって、今後につきましても、今現在備えられているそれぞれの基準を尊重しながら進めていきたい。選書にあたっては、ただ利用されれば良い、読まれれば良いというばかりではなく、図書館として必要な物という判断の中で、市民の方々が利用される様々な場面に対応する物を、選書をしております。当然この中には、購入ばかりではなく、寄贈をいただいたものも含まれておりますので、そういった部分についても配慮しながら、選書し、配架をしているという状況でございます。こういった部分については、一義的に行政が責任を持たなければならないと思っておりますので、利用されなければ何にも意味がないということにはなりませんけれども、図書館としての機能を果たすために必要となる部分については、揃えたいと考えております。除籍につきましても同様の考え方をしております。図書館として、第2の選書と呼ばれている除籍につきましても、同様ですが、やはりこの部分につきましては、定例の協議会の中でも今までも少しお話が出ておりますが、蔵書スペースというものも現実問題として出てきます。そういったものも含みながら機能を低下させずに、残しておくべき物は残す。あるいは、道立図書館への移管も視野にいれながら、副本だとか様々な場面を想定した中で整理をしていくという考え方をしております。ここら辺につきましては、それぞれ基準を持っておりますので、基準に沿った形でやっていく。ただ、基準と言いましても、基準どおりいかないという部分が正直、利用される皆様からご意見を頂戴しております。そういったことも、臨機応変といいますか、それぞれの利用者のお考えを聞きながら対応をさせていただいているのが現実的でございます。次に、図書館で行っている行事というお話でございました。委員には、非常にありがたいお言葉を頂いて恐縮しております。職員も一生懸命やっておりますし、ボランティアの方々が非常に一生懸命、行事に参加、協力していただいております。今の行事が果たしてどうなのかという問題は、やはり検討すべき時期に来ているんだろうと思っております。行事そのものの計画性というものは、市民に対しての図書館の役割を踏まえた中で、進めていかなければならないだろうと思っております。特に文学コーナーだとか赤ちゃん広場や読み聞かせだとか、そういった部分で行事が多くなってきておりますし、部内のアートフェスティバル等の共催事業というものに対しても行ってきています。また一つの街づくりという面でいけば、今年3月に行われました「のぼ

うの城」。苫小牧市の事業でありますフィルムコミッション事業がございますが、その、「のぼうの城」に関連する形で作家の方をお呼びして講演をしていただき、その後、社会奉仕団体の方々が2ヵ月後に行われた同じ「のぼうの城」の監督の方々をお招きした講演等についても、協力をしていくという形をとっております。ただ、私どもの弱点として、今現在行事を行っている舞台が中央図書館を舞台とする行事の主催ということが多い状況にあります。そうした中で、ここに収容できる人員に限られる関係上、大きなPR活動を行っていない。したがって、図書館行事という物が市民の中にどれほど浸透されているかということは、考えなければならないだろうと感じております。したがって、様々な場面の中で起きる行事というものについても、我々が外に出て行った中で行事を主催する。あるいは、共催するということが大事なんだろうと考えています。どうしても、予算だとかスタッフの部分等難しい問題はあると思います。しかし、今図書館の弱点というのが、今まで意見を交わされた中でもご理解をいただいていると思いますが、市民に見えないということが、一つの要因として含まれていると考えておりますので、そういった中で拡大をしていく必要があるだろうと思っています。それから小中学校との連携、読み聞かせ、朝読という問題については、学校の現場と協力しながら、私どもが支援出来る部分については、取り組んでいきたい。読み聞かせの部分につきましては、本当にボランティア団体の方々が一生懸命やっておられて、我々が追いつかないという現実があります。これは申し訳ないと思っておりますが、場面においては我々が先頭をきってやらなければならない状況にもあるのかなど。ただ、現実的に我々がどれだけ行事を出来るかという、ちょっと難しいところにきているかなと感じております。朝読につきましても、学校の先生方からお話を聞くのは、たかが10分、15分の時間ですけれども、非常に落ち着きを取り戻して、授業が進めやすいというような先生方のご意見も承っておりますし、大事な授業なんだろうと思っています。そういった読書環境の整備という部分に、我々も積極的に関わっていかねばいけないと考えております。次に社会教育法の問題ということで、今お話しさせていただきましたけれども、そういった団体活動への支援、協力、連携というものが、大事になってくると考えています。団体だけで出来るもの、あるいは私どもが出来るものということではなくて、一緒になって進めていくということが大事なんだろうと考えております。それから、年齢に応じた読み聞かせ会の評価というお話ですけれども、この評価というのは、正直な話ご容赦いただきたいと思っております。それぞれの考え方もあります。今申し上げましたように読み聞かせ活動を行っておられる様々な方々に対して、敬意を表している訳でございますが、これだけにとどまってはならないと思っております。次の段階をどうするか。そこを我々が担わなければならないと思っております。読み聞かせということで、聞く力を育てるだとか、集中力だとか、言葉からの創造性だとか、本への興味だとか色々な要素があると思います。それはそれで良しとしながらも、やはり次の段階の事業に対して、図書館がどれだけの事を出来るかというのが大きな問題になると思います。私も専

門家ではないので大きなことは言えませんが、本の読む力というのが必要なんだろう。出来るだけ早い時期にそれを身に付けていただく。我々が子どもの頃は、読解力というような表現が使われました。そうではなくて、基本的に読む力が付かなければ読解力までたどりつかない。読む力をどうしなければならぬか。そこをどう我々が発信し、お伝えできるか。行事や専門家をお呼びしながら、お母さんの前で、お子さんの前で、そういった事をお話できる場面を作っているか。読む力がつき理解が出来るということの中でそういった本との親しみが増すのではないかと感じていますので、その次のものということで、今活動されている読み聞かせ活動は大事な部分としながらそれを発展させ、そういった展開に出来ればと感じております。次に社会教育の立場から学校教育を受けていない若者達へということで、これは私の主観な考え方かもしれませんが、世界の偉人達の中で、「私の学校は図書館である」と言い切った偉人がおられました。これは本で読んだ訳ですけども、そう受け取られることが図書館としての一義的な役割なんだろう。非常に良い言葉として私の記憶に残っております。そう言ったことで若者達、なかなか難しい子ども達、当然学校教育の中でも対応が難しいお子さん達もいらっしゃいます。他の社会教育施設では、そういうお子さん達の活動の場所として、提供しているケースがありますので、同じようなケースが図書館でも出来ないかと考えています。そこら辺は、学校教育の方々とテーブルにつく必要があると考えております。次に郷土資料のお話をいただきました。本当にいいお話で懐かしいお名前も出てきておまして、感動しております。たまたま私も苫小牧港管理組合という職場にいたことがありまして、非常に懐かしく感じております。こういった郷土資料につきましては、非常に重たく大事にしていきたいと考えております。そして、図書館だけが収集するということの限界もあります。先ほども少し触れましたが、図書館が街に出て行ってそういうことをしている。そういう資料を集めている図書館にはこういう資料があるんだということを、まず市民の方々にお伝えしなければいけない。そのPRが少し今のところ弱点として感じております。したがって、非常に貴重な資料が閉架の中にたくさんありますので、こういう資料を様々な場面において市民の皆様に見ていただくことで、こういう資料があるということを知っていただき、次の段階で私もこういう資料を持っているということで集まってくる。そういうことがまず大事になるのではないかと思います。集まってきたものについては、図書館だけではなく教育行政を担う我々も、博物館も、あるいは郷土資料に精通されている市民の方々と一緒になって受け継いでいくということが大事なのかなと。そういう組織作りもちょっとこれから考えて行きたい。行政だけでも同じ職員がずっと長い間図書館に居る訳ではない。あるいは郷文研の方々についても限界がある。そういったことの中で、相互に手を取って受け継ぐことが大事であり、そういう組織作りも視野に入れなければならないと考えております。先ほど観光資源というお話もありましたが、私も個人的にはそういった考え方を持っています。そういった部分で苫小牧に来られる多くの方々は、実は30分、1時間、1時間半の時間をどう潰そうか、

どこに行けばいいんだろうかということでのお問い合わせが、多い街です。そこを補うための場所としても、この郷土資料で苦小牧をPRすることは非常に効果的だと考えており、ここら辺については、ある機関の方に今伝えております。そういったことで展開できるのではないかと考えております。次に文学コーナーというお話がありましたが、苦小牧を代表するとか、ゆかりのある方々は大事にしていきたいと感じております。そういった中で、正直な話、具体策を今持っておりません。しかし、そういった部分も今後、色々な資料だとか、作家の活動を通していく中で市民から寄せられる期待というものもあると考えておりますので、少し具体化、あるいは将来に向けての取扱いの方向性も、今後考えていかなければいけない時期にきていると感じております。大変非常に雑ぱくで、お答えになっていない部分があるかも知れませんが、そういったことでご理解をいただければと思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。委員はこれに対して又、色々意見とかあるかと思いますが、意見に対しての返答をいただいたということも一つの判断材料にさせていただくということでもよろしいでしょうか。それでは、今日の本題といたしますか、諮問の部分に入っていきたいと思いますが……。

委員 その前に確認したいことがあるんですがよろしいでしょうか。一つ目は、この図書館で評価をしているかどうか。二つ目は、社会教育に関わることなんですが、今度新しく図書館法が改正されて第3条の8項目があたらしく加わっているんですが、皆さん方にもちょっと考えて欲しいんですが「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。」なんの事かさっぱり分からないのですが、そこで確認というか2点目は、活動の機会を提供するということはどういうことなのか。私なりに思いあつたことは、図書館で行っている読み聞かせ、あるいは図書館と学校図書館との連携を指しているのではないかと考えました。それでいいかどうか確認させて下さい。

議長 よろしいですか。

館長 今、委員がおっしゃっていた「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動」というのは今、委員がおっしゃった趣旨と同様に受け止めています。評価というのはどういう評価でしょうか。教育行政評価という位置付けで関係条例が整備されていますので、そういった状況の中での評価は行っておりますが……。

委員 今度図書館法が改訂されて出てきた中に、第7条の3項目があるんですが、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づいき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ばならない。」と義務規定になっています。これは新しく平成20年に図書館法が改訂されたときに挿入されたんです。これを巡って国会で随分論争がありました。そのときに馴染む馴染まないがありました。当時、政権は自民党であったんですが、そのときの渡海文部科学大臣が、図書館に指定管理者を導入することは馴染まないと発言しているんです。それを受けて衆議院と参議院のそれぞれの文部科学委員会で、このことの評価について更に詳しく書いているんです。それはどういう事かと言いますと、図書館は、当該図書館の運営について講じなければならないという規定があるんですけども、参議院と衆議院が附帯決議、実施するときにはこれを守りなさいと言っているんです。ですから当然、どんな企業でも団体でもまず、計画を立てる、そして実行してみる、そして評価をする。その評価に基づいてまた新たな計画を策定して次の年度実行してみる。いわゆるPDSサイクル。最近は、P（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクション）というようなチェックサイクルを設けて、それに基づいて行事をしなければならないというのが、この付帯決議の要点というか、骨子なんですね。ですからそれをやらないでいる図書館というのは、図書館法に違反しているというか……。

議 長 すいません。それをやっているか、やっていないかという質問ですね。

館 長 はい。これに添った形では、やっておりません。それで、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、教育行政評価という位置付けの中で評価を進めているという状況でございます。

委 員 そういうことになりますと、ちょっと飛躍するかもしてませんが、市民により良いサービスをすることが出来るのであれば、指定管理者を入れても良いということになっています。つまり、市民に良いサービスを出来ないのであれば、入れる必要はないということなんですね。ところが評価も何もしないで指定管理者を入れますというのは、かなり乱暴な行政ではないのかなと気がしてきます。ですから、こういう評価をして、こういう結果だから、今の図書館の職員がやっていることは良くない。だから、民間の業者に任せなければならないという評価が出てきて、市民も中央図書館の職員は当てにならない。頼りにならないと納得して、指定管理者を入れることが出来る。これがごく普通の物の考え方ではないのかなと思います。その辺についての答えは要らないです。

館 長 ちょっといいですか。今の第7条の3ということで、運営の状況に関する評価等ということであつたわけしております。「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」という表現で一つの努力目標というか、そういった考え方という部分もありましょうし、そこら辺の法的な解釈については、今この場ではご容赦いただきたいと思います。そこら辺は

再度、整理しなければいけないと思います。

委員 整理するときに、ここの兼ね合いで整理してください。先ほど申し上げましたように、衆議院と参議院の文部科学委員会で附帯決議を出しているんです。その3番目に、今の図書館法を分かりやすくするためにこういうふうに書いているんです。「公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するように努めること。」とわざわざ附帯決議が出ている。さらに、参議院と衆議院はまったく同じ文書なんですけれども、参議院は付け加えているんです。それは、「その際、公民館運営審議会、図書館協議会、及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。」と附帯決議の上に更に附帯をしているんです。ということは、この図書館法の7条の3項目は、こういう大きな問題があるんですよということを、国会で論議し審議した結果、作り上げられた文言なんです。その点だけ申し上げておきたいと思います。後もう1点、社会教育の関係で図書奉仕についてですが、館長は、読み聞かせと学校図書館の活動で良いとおっしゃったので、付け加えて確認したいのですが、そうなりますと指定管理者に指導しなければならないことが出てくるんですよ。学校に入る場合も、学校に入って良いですかと聞かなければならない。さらに、指定管理者が変なことをしたときに、誰かが注意しなければならない。注意したり指導したりすることは禁止されているんです。なんで禁止されているかというと、職業安定法の44条にそういう指導をしてはいけないとなっているんです。これは苫小牧でも、過去2回も3回もこれで大混乱を起こしたことがあるんです。ですから、あえて確認しておきたいんですが、当然図書館が指定管理者になって、読み聞かせをしたり学校との連携をしたりした時に、学校の先生じゃないから違うことをやるんです。色々な指定管理者を入れているところを調べてみるとですね。そうなるとう誰が指導するのか。教育委員会は指導出来ないんです。そうなるとう違法行為なんです。そういうことにならないのかどうか確認したい。言葉で言うと偽装請負という言葉で表現されるんですが、そういうことにならないかどうかということです。

議長 そのあたりのことも含めて、後で説明等していただけますか。それでは時間が押していますけれども、諮問ということでお願いします。

館長 それでは、私のほうから会長に対して諮問させていただきます。

<以下諮問内容説明>

◇苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入のあり方

1. 事業のあり方
 2. 運営経費のあり方
 3. 組織のあり方
- よろしくをお願いします。

議 長 今、諮問がございましたけれども、このことに関しての考え方の説明ということで続けてをお願いします。

館 長 お手元にお配りさせていただいた資料を元に説明させていただきます。

<以下中央図書館への指定管理者制度導入に関する考え方内容説明>

1. 中央図書館の運営方針
2. 業務分担の基本的方針
3. 中央図書館事業と読書活動の推進に関する考え方
4. 図書館協議会に関する考え方
5. 基準管理費の積算に関する考え方
6. 職員の配置、雇用
7. 施設の維持管理及び利用

一つの考え方ということで、お示しをさせていただきました。先ほど大変失礼いたしました。冒頭の委員の個人情報の保護について触れていませんでした。大変申し訳ありません。今もちょっと個人情報について触れさせていただきましたが、中央図書館に集まる個人情報の扱いについては、図書館情報システムの中でシステム運用しております。個人、団体は元より全てそういった部分については、関係条例、規則を遵守しなければならないことは、言うまでもないことで、非常にデリケートな関係として、取り扱っています。今実際、今年の事業におきましても、実は図書館のシステム運営上問題があるかなという部分もありますので、関係機関との調整、協議も含めて、より強固なセキュリティ、あるいはデータの使用、持ち出しということの難しさ。そういった部分につきまして鋭意詰めている状況です。したがって、今後の扱いについてもこれは、行政がやっても、民間がやっても、誰がやったとしても絶対に守らなければならないと考えております。そして、情報の種類、取扱者、責任者、保護の明確な方法、開示の可否、関係法令の施行改正等、それから事後対策、その他必要と認められる事項は、既に施行されている関係法令を元に、綿密な打合せと認識と協議が必要となると思いますので、付け加えさせて説明させていただきました。併せて、学校に対する支援ということでありましたけれども、指導、監督は出来ないという部分については、多分学校現場でのお話だと思っています。そこら辺については、あくまでも関係法令がありますので、十分我々も認識しております。したがって、学校現場へ入っていくのは誰が入って行く

のかはまだ、具体的にしておりません。今、説明させていただいたように市教委として専任職員といいますか、中央図書館の運営を担う職員を配置するというご説明をさせていただきましたので、そこら辺は今後の課題になるのかなと思います。以上、簡単に説明させていただきました。

議 長 はい。今、諮問。そして、制度導入に対する考え方ということで説明がありました。これについて、協議会としての意見をまとめて欲しいということになりましたけれども、今日この場でまとめられるものとは思っていませんので、この先何度か会議を持っていかなければいけないと思いますが、感想なりここはちょっとという部分があれば……。

委 員 館長は指定管理業者の人があたるとしてよろしいですか。

館 長 はい。

委 員 その件に関しては、3ページの6（2）のアのところにありますが、統括責任者、館長、副責任者の地位のスタッフの配置とあります。そうすると館長が真ん中にあるということは、館長は何ですか。

館 長 統括責任者は、指定管理業務に精通をした全体の責任者で、現場に常駐するしないというのはありましようけれども、事業所本体の責任ある職員。事業所、団体の責任を持って対応できる職員という位置付けであります。施設の管理、図書館業務に対する責任は、館長が持ちます。あくまでも、事業所なり団体の責任的地位にある者となります。したがって、職員なり館長に物を申せる事業所に対する窓口となります。

委 員 その人に対して市教委との関係は、どういう形になるんですか。そして雇用関係はどうなりますか。

館 長 本部事業所といいますか、その窓口となり、あくまでも事業所の雇用です。

委 員 ですから、雇用関係の責任者ですか。館長が責任者ではなく、契約上の責任者ということですか。

館 長 契約上の責任者というのは、事業所なり団体の統治されている事業所の責任者となります。いわゆる、その窓口といいますか、現場責任者となります。

委 員 副責任者とは、どういう人ですか。

館 長 副責任者というのは、館長をフォローする人になります。統括責任者は、図

書館運営に精通した指定管理者団体本部との連絡調整役や、業務全体の責任者ということになるかと思いますが。館長は、司書の有資格者だとか経験者という指定が出てくるとと思いますが、図書館業務の責任者となるのが館長です。副責任者というのは、副館長といいますか、館長をフォローする人。当然、開館運営している間は、そういった責任者は居なければいけない訳ですから、館長一人という訳にはいかないと思っています。併せて専門職のスタッフという表現を使っておりますけれども、事業運営上必要と認める専門職。それを補助するスタッフ。側面的業務を支援をするスタッフ。事務管理経験スタッフという位置付けをしたいと考えております。

議 長 よろしいですか。

委 員 この件は分かりました。

議 長 はい。どうぞ。

委 員 諮問事項のタイトルなんですけれども、苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入のあり方についてとありますが、これは指定管理者制度導入について諮問されるのかなと思っていたんですが……。つまり、あり方の内容を諮問するのではなく、指定管理者制度についてどういう考え方を諮問するのかなというところで大きく違うのかなと思っていたんですが、単なる言葉じりの問題なのか、そうではないのか。お答えいただければと思います。

館 長 あくまでも指定管理者制度導入ということで、今説明させていただきました。こういった内容について事業のあり方なり、運営経費のあり方なり、組織のあり方についてご意見をいただきたいということです。

委 員 つまり、指定管理者制度導入についてという決まったものに対して、内容をどうするかという諮問ですか。それは、当初からの考えとおそらく違うところの委員の皆さんも考えるのではないかと思うんですが、どうですか。

館 長 はい。当然そういった部分で、今までご意見いただいております部分もあります。そういったことも含めて、協議会としての意見としていただくということは、最初から申し上げておりますので、それはそれとしてのご意見をいただいても良いと思います。ですから、この諮問に対するご意見と、そういったご意見があるということなら、それはそれで受け止めさせていただいて、今後の各機関への説明を続けていきたいと思っています。

議 長 おそらく、これまでのこの会での質問なり、意見なり色々あった上で、参考になったであろうということで、この考え方がきっと出来上がっているんだろ

うと思うんですけれども、そういうこともここで検討して、検討した上で、だからやっぱり無理なんだという意見になっても、だからこの方法で良いんじゃないかなともなっても、こういう部分はどうなんだという中間的な意見になっても、それは協議会の意見ということで、尊重していただけるということによろしいですか。

館長 はい。

委員 あともう一つ。市教委が最終的に責任を持つという項目が結構ございましたけれども、市教委にあてはまるスタッフの人数と、位置ですね。現場の中に市教委の一部が入るのか、そのあたりはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

館長 そこはまだ明確な部分として出ていません。今後詰めなければならぬ部分として、何人が良いのか、どこに置くのが良いのか。そう言った部分もあろうかと思えます。そこら辺についても、ご意見としていただければと思っております。これは申し訳ないんですが、ちょっと今すぐ出てきません。

議長 まだ、分からないということですね。他にございませんか。

委員 最初の1. 事業のあり方とは具体的に何を指しているんですか。

館長 1ページ2の(5)以降に、それぞれ業務について示させていただきました。2ページの3の読書活動の推進に関する考え方だとかあると思えます。こういったことも含めて、それぞれご意見をいただければと思っております。

委員 そうしますと、2の業務分担の基本的方針も3の中央図書館事業と読書活動の推進に関する考え方も事業のあり方に入るんですね。

館長 はい。

委員 そして、4の図書館協議会に関する考え方。これも入るんですか。

館長 そこまでは思っていますけれども、そこら辺は、ご意見があればいただきたいと思いますが、一様2ページまでと私ども考えております。

委員 はい。次に運営経費のあり方ということですが、これは、3ページにある基準管理費の積算に関する考え方。これがそうですか。

館長 そうです。

委員 それから、組織のあり方は6ですね。

館長 はい。

委員 それですけれども、2の運営経費のあり方というのは、資料が出されてくる訳ですね。例えば、今までこうであった。これだけの物が支出されていたとか、これだけの物が予算化されていたとか、そういう具体的なものが出てくる訳ですね。

館長 申し訳ございません。既に今までの決算資料等をお渡ししておりますので、それがベースになるんですけれども……。

議長 その辺整理していかなければいけないですね。あらためてこの資料が欲しいですとか、あらたにあればということですね。今はそういう段階ですね。

館長 はい。

委員 そうすると、これらの説明については、再度会議を持つと考えていい訳ですか。

議長 進め方の話ですか。その辺何かありますか。

館長 はい。今、多くの疑問や質問があると思います。皆さんお忙しい時間の中で、こうやってご足労いただいていると思います。いったん持ち帰っていただき、ご意見等を私のほうに寄せていただいて、それを質疑応答という資料としてまとめさせていただいて、もう一度皆さんにご提示をする。こういうご意見、ご質問がありました。それに対しては、こうですと回答も記載した上で、ご説明したいと考えておりますが、皆さんがお集まりいただいて一回、検討しようということであれば、それはそれで、そちらの方のお考えに従いますので、そのあたり皆さんのお考えを伺っていただければと思います。

委員 その前に、運営経費のあり方について言えば、市長公約の中では二つの要点というか、一つは民間の力を入れることによって市民へのサービスを向上させる。もう一つは、経費を削減するとありますよね。どっちが重きが置かれているんですか。経費を削減するために導入されているんですか。それとも、市民へのサービスを向上させるために指定管理業者を作るようにしている。どちらですか。

館長 当然、利用者に対する利便性が大前提にあった上で、効率的な運営を目指すという考え方をしています。どっちが優先かという部分は、この図書館の制度

導入に関して、具体的にそこまで示していないと思いますけれども、基本的に私どもが今まで皆さんに説明してきたのは、経費削減よりも運営を前提にお話をしてきておりますので、そういった展開になろうかと思えます。

委員　　そうしますと、諮問の内容は経費についてあまり検討しなくても良いと考えて良いんですか。

館長　　そこら辺は皆さんがどうお取りになるか。今、私はこの制度導入についての経費の考え方というのは、こういう考え方でやります。一般的に私のほうに寄せられる意見の中に、なんだかんだ言っても削減目的なんだろというご意見もいただいております。そう言ったことから、敢えて説明をさせていただいている状況にあります。それは、委員のお考えなり、捉え方にお任せしたいと思います。

委員　　よろしいですか。今回の業務分担の基本方針、その他に置いてですね、私達ワーキンググループがお願いしていた、一番図書館の基本がどこにも触れられていないんですが、これはどういうことなんでしょうか。いわゆる図書館サービスは、今後必要な情報を相談して、提供していくという部分が、どこにも書いていない。レファレンスがどうして抜けているんですか。

館長　　この表現の中で、もっと入れなければいけない部分があると思えます。前回委員の方からもありましたが、街づくりという部分も示してほしいという事は言われておりました。先ほど、一番最初に委員のご意見の中でも、ご説明させていただきましたが、そういった運営の中で図書館が図書館であるということは、一義的なものだとして私ども受け止めておりますし、報告のあった内容はきちんと整理して、反映させていかなければいけないと思っております。ただ、そこら辺について具体的に今この段階でお示しする場面ではないだろうと思っておりますので、今、委員のおっしゃった部分としては、入っていないかもしれませんが、今後具体的な業務水準というもの作っていきますので……。

委員　　あの、10月までには答申をしなければいけないでしょ。我々毎日会議が出来る訳ではないんです。せいぜい1ヶ月に1回です。一体いつ、そう所が出てくるんですか。結局9月に出されたって困ることでしょ。いかがですか。

館長　　私どもは、そう言ったご意見というのを、ご意見としてを受け止めていくということで、今我々が、課題整理していく中でこういった方針に基づいて制度導入を考えているということでお示しさせていただいて……。

委員　　いや。ですから、それは分かっていますって。でも、事業のあり方の根本である、これからの図書館のためのレファレンスがどうあるべきかということが、

どこにも書いていないのは、どうしてかとお伺いしているんです。あるべき図書館のイメージが掴めないじゃないですか。そうじゃないですか。これから一番重要になるのは、本の貸し借りではないんです。ところが蔵書管理は、一番最初に書いてあります。一番大事な参考業務、レファレンスはどこにも触れてありません。そして、私は報告書の中でも書いておきました。そういうレファレンスを出来る人材を育てるのが、これからの図書館で、一番大事じゃないかと。それに対しては、職員の研修に対しても何も触れていません。どういう形で人材を育てていくかというのが、レファレンスと共に書かれなければ、図書館のあり方、指定管理者としては、選べる選定基準にならないと思うんです。その辺どうお考えなんですか。

館長 ですから、そこら辺いただいた意見は、選定基準の中で、どう提案されてくるのかという部分もありますから、我々は皆さんからいただいた意見というのは、受け止めなければならないと考えております。

委員 ですから、諮問の中に反映していないのはどうしてかと聞いているんです。

館長 あくまでもこういった運営方針ということの中で、進めていくということがありますので、そこら辺も含めた中で、私どもは考えてきました。

委員 ちっともおっしゃっていることが分かりません。

議長 委員ちよっとお待ち下さい。他にありませんか。今日まとめようとは思ってませんので……。どうぞ。

委員 今の委員の意見と同じなんですが、ワーキンググループの人たちが提案してくれたことの殆どは、これからの苦小牧の図書館をどういうようにすれば、今までよりも立派な、市民にとって使いやすい図書館になるのか。別な言い方をすれば、苦小牧市民にとって最も理想的な図書館ってのは何なのか。ワーキンググループの人達は、それを提言していたんだろうと思うんです。これがなかったら、図書館なんてない方が良いでしょう。将来苦小牧の図書館をどういうふうにするんだ。そういうビジョンがあって、始めて組織なり、金なり、あるいは事業というものが組み立てられていく訳ですので、何もそういうビジョンがないのに出してきたら、それはワーキンググループの人達に、失礼な対応の仕方じゃないかと思うんです。私はたまたまワーキンググループの委員じゃないから、こんなこと言えるんですけども、私はワーキンググループのレポートは、素晴らしいと思うんです。そして、そういうことを苦小牧の館長に、これから作っていく苦小牧の図書館は、こうあって欲しいんだという願いが、あのレポートの中に書かれているんだと思うんです。今の方が言われたように、それがどこにも無いというのは、私も頷けるんです。納得いきます。

議 長 はい。他にはありませんか。

委 員 私もやはり業務分担の基本的方針の中に、必ず市教委が行うという文書は入っておりますが、先ほどお答えになったように、今のところは、漠然とした市教委の立場ですよね。だから、その時点で本当に先ほど館長が指定管理者の方の館長を補助する方の立場に、市教委が何人かが必ずいらっしゃるような、重要なポストに必ず居て、その人たちと館長によって、色々なこと取決めやら結論が出来るのであるなら、内容的には理解できるんですが、ちょっと先ほどの返答を聞くと、はっ？という感じで、やはりその辺の状態です。

議 長 指定管理になることで危惧される部分については、公的な機関として市教委が、そここのところは掴んでおくから、危惧される方向には行かせないという意気込みは、感じられると私も思いますが、じゃあどういう部分で切ったり、何するかという部分が見えないというか……。それですね。それでもこれを受けて、それぞれの方が質問なり、ご意見をきっとお持ちだかと思うんですが、話の進め方としては、私もこの会に春から入って、今までまとめてきたワーキンググループの報告と、理想の図書館像というような考えについては、これら今までの論議を土台にして、意見をまとめていかなければいけない。それは、前回確認をしていることですから、そういう資料等を見比べたり、今まで主張してきたことが、どの程度反映されているとか、反映されていないということも踏まえて、質問、そして意見という形で、まずは持ち寄る必要があるかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

委 員 ちょっとよろしいですか。せっかく来ていただいているスポーツ生涯学習部の方々にお伺いしたいのですが、協議会に部長がいらっしゃるのは異例です。私のときに過去2年を通しても、1度もありませんでしたが、おそらくそれくらい重要な議案だから、今回以降もずっと来ていただけるものと思いますが、市教委に関するところは、是非受け答えは館長でなく、部長なり次長がお答えいただきたい。教育委員会の先の事は、館長じゃ答えられないでしょ。部長そうじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

部 長 図書館協議会は、館長の諮問機関でございますので、我々は今回、諮問という、過去に諮問した事もございませんので、初めての諮問ということで同席させていただきました。次回以降は出席する考えはございません。

委 員 じゃあなんですか。セレモニーとしていらしてらっしゃるということですか。

部 長 諮問の形を取るのが初めてですから、協議会に対して礼を尽くすということで、我々市教委の人間が来たということでご理解いただきたいと思います。

委員 つまり、セレモニーに出席しただけだということですね。

部長 そういう捉え方をされるのであれば、それは……。

委員 同じじゃないですか。礼を尽くすというのは……。

部長 違うと思いますよ。今まで諮問という形を取っていませんので、初めて諮問するのに、本来であれば館長の諮問機関ですから、館長だけでよろしいんですけども、我々もどういった意見が出るかということで、参考のために出席したということです。

委員 じゃあこの次も、参考のために出席願えますね。

部長 いや。それは確約できません。

委員 どうしてですか。館長が答えにくい部分が、いっぱい出てきているんです。

部長 それに関して、協議会に対して諮問させていただいて、それに対して協議をしていただいて、答申をいただくという形で、その答申によって、館長が色々な意見、質問を受けて館長が答弁に困った場合は、我々のほうに当然のように来ますので、その場でなんでもかんでも答弁しなければならないというものでございませぬのでね。

委員 もう時間がないんです。我々2年前から協議しているんです。後何ヶ月あると思いますか。それなのに、次回、市教委と相談しますってことを、3回やられたらもう終わりですよ。

議長 どうぞ。

委員 今の中に、市教委が行うという項目が、たくさんあるんですね。さっき伺いましたら、まだ部署も人数も固まっていないという段階での諮問というのは、何をどう考えて諮問すればいいのか……。具体的なことが分かってないのに、内容をというのが非常に難しい。確かに館長の諮問ではありますけれども、市の教育委員会が主体でその中に図書館という項目があって、しかも、市教委が行うという項目が入ってくる訳ですから、答弁をいただけるのは、市の教育委員会の部長がお答えいただいても、何ら差し支えないのかなと思いますけれども……。

部長 人事につきましては、教育委員会単独で決定できない部分もございます。と

というのは、市の人事というのは、市長部局と全部一体化して人事が決まりますので、理事者の考え方もございます。市教委で例えば図書館に3人必要ですと言っても、その通り決まるかどうかというのは、まだ先の話なんです。方針も、市の職員を図書館を管轄する人間として、残さなければならない。それはございます。そして先ほど、委員がおっしゃってました偽装請負になるのではないかという質問でございますが、実は地方自治法で指定管理者に対して、色々な意見を述べる事が出来るという法律がございまして、そちらの方で指定管理者に対して、縛りをかけてございます。指定管理者に対するモニタリング制度というのも自治法でうたっておりまして、指定管理者が市民が期待するサービスを提供しなかったですとか、問題を起こすようであれば、指定を取消すということも出来るということで自治法でうたってございます。そういう問題もございますので、人事とか組織の問題については、今はっきりこう出来ますという回答は出来ないということなんです。その辺はご理解いただきたいと思えます。

委員　　じゃあ、数ある質問事項の中に人数とかではなくて、具体的なこういうケースについては、どういう判断があって現場の館長と、市教委の間でどうなるのかという具体的な質問をさせていただきますか。

部長　　今までも、館長が協議会に出席して色々な皆さんのご意見をいただいて、答弁をされていますけれども、それは全て我々の方に報告されております。それを私の方から教育長に報告いたしまして、全てそういう報告、連絡形態になっておりますので、その辺は組織の中で、そういう位置付けになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長　　皆さんも出来るだけ上の方から、お話を聞きたいというその気持ちは……。

委員　　ちょっと確認したいんですけど、今、部長が言われたことで分かったんですけども、館長の上に統括責任者というのを入れましたよね。これをなぜ入れたのかということが、問題だと思うんですよ。つまり館長には、教育委員会は指導出来ないけれど、統括責任者には指導出来るんですよ。そういうシステムになっているんです。ですからそれは、逃げ道なんです。館長を指導しないで、統括責任者を指導して、ぐるっと回って館長に行くという。その逃げ道のために、統括責任者という席を設けているんです。私はそう解釈したんですけども……。

部長　　地方自治法の244条の2第10項にですね、委員おっしゃるように指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができるというふうになっています。ですからそれは、館長に対してとはうたっておりません。地方自治法上は、指定管理

者に対してとなっております。

委員 それは、館長にも指導できるというふうに解釈されているんですね。

部長 いえ。その辺は、この法の制定の詳細を調べていませんので、この場で即答は出来ません。指定管理者に対してということは、委員おっしゃるように総括責任者を指すかもしれませんし、館長を指す場合もあるかもしれませんけれども、一概的には指定管理者を受けた業者といたしますか、その責任者という捉え方が、一般的だと思います。ただ、その法の趣旨を詳しくまだ調べてございませんので、それは後で、回答させていただきたいと思います。

委員 はい。後、終わる前に部長にお願いがあるんです。この図書館の問題は、館長の諮問機関であり、図書館の問題なんだと言われましたけれども、平成20年に社会教育法、図書館法、博物館法が改定されたときの趣旨は何かというと、図書館は図書館だけではなくて社会教育の一環としてやりなさいという趣旨なんです。だから、わざわざ衆議院と参議院が附帯決議を出して、図書館だけに任せておくんじゃなくて、社会教育の中に組み込んで、社会教育としてやりなさいということ、8項目か9項目くらいに渡って書いているんです。その附帯決議の趣旨というのを、十分ご理解いただいて、部長は人が良いからそう考えていないと思うんですけれども、我々が諮問に対して答申した物を、あれは館長に対する答申だから、私達はそういうことは、一切聞く耳は持ちません。多分そういうことはないと思いますけれども……。

部長 それはまったくございません。先ほど館長からも出てましたように、今まで図書館協議会委員の中から、ワーキンググループで理想の図書館像とか、それに対する色々なご意見は、大変貴重な物だと思っております。それは、一つの意見として、踏まえていかなければならない。また、平成22年に議会答弁で言っているのは、指定管理者のメリット、デメリットについても行政側から図書館協議会にお諮りして、それについての意見を述べていただいて、色々な意見を、総合的に社会教育委員会に諮りながら、色々な意見を出していただいて、それを判断材料にして最終的に教育委員会で決定して、それを議会に掛けて議決をいただくという答弁をしているので、要するに、図書館協議会のワーキンググループの一つの意見だけではなくて、指定管理者に対するメリットはどういうものがありますか。デメリットはどうですかという色々な意見をいただきたい。教育委員の方々に判断していただく色々な判断材料が必要なんです。そのための諮問ということで、考えていきたいと思っております。

委員 はい。分かりました。

議長 はい。今の様なお話。これまでも、この場で随分されてきたのではないかな

あと……。記録の方にも、そういう会話がたくさん出てまいりますので……。それでなんですが、先ほど館長が自分の方に質問、意見をいただいたら、それに対する返答を載せて、総括問答集のようなとおっしゃったんですが、そうであれば、出来るだけ早い段階に質問、意見をそれぞれの委員が、文書で館長に出していただいて、それに対して、館長から文書にお答えを載せていただいて、ここに集まってまずはそこで、この会でどんな質問、意見があったのか、というようなことをまずは一回やる必要があるかなと。その上で、じゃあどうやってまとめていきましようかというようなことに、時間も限られた中ですが、そういう手筈は必要かなと思うんですけども……。先ほど館長がおっしゃった、データなりFAXでまとめて出せば、それを整理していただいて、返答も載せてなんとか次の会で、あるいはこういう資料を載せて欲しいということであれば、その資料こうですとか、そういう資料ありませんですとか、ちょっと大変かもしれませんが、そういうような所までお願いできると考えてよろしいですか。いかがですか、そういうような形で……。それからどうまとめるかというところを、まとめていきたいなと……。そうすると、今までの記録なり理想の図書館像を踏まえつつ、質問なり意見をまとめていただいて、それぞれ出すと。ある程度時間も必要かなと思うんですけども、一月とかやっているのと、その先も大変になってきますので……。館長の方で、何か次の見通しとかありませんか。

館長 いや。皆さんのご予定に合わせたいと思いますが……。

<日程調整>

館長 それでは、7月30日10時からということよろしいでしょうか。

議長 それでは、7月20日くらいを目処に館長に質問、意見をまとめて出すということよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 後、言葉尻を掴まえてなんですけども、諮問事項の一番最初、指定管理者制度の導入についてという項目ではまずいですか。これだと、もしHPとかに出ても指定管理者制度導入のあり方ですから、あり方の内容のここについては、こう思うとか、ここについては、こうだという諮問を受けたように誤解されると思うんです。ですからこれは、導入についてと書いていただいた方が、誤解を招かないで良いのではないかなと思います。

議長 図書館としては、こういう諮問をしたんだと理解をしたんですが、いかがですか。

館長 これは、このままでいかせていただきたいと考えております。

委員 つまり、導入のあり方について、ここはどう思うかということを確認して下さいということですね。最初の話だと、市長公約ですから指定管理者制度について、お考えがあるということは聞いてはおりますけれども、図書館協議会は指定管理者制度というものを踏まえて、図書館がより良いサービスで、更に役割が増える時代を役割を担う図書館というのは、これからもっと役割が増えて、30年、50年後の未来を考えた図書館の中で、どう考えるかということで、指定管理者制度導入についても考えてくださいという受け止め方でこの2年間やってきたつもりなので、具体的な内容のあり方について、この部分はこう思うということについて、これまで話し合っただけなんです。ですから、理想の図書館とかワーキンググループで話し合った内容についても、どうやったら充実した図書館造りができるかということに視点を置いて、まとめさせていただいているので、この前のお話の中でもそういう2年間の積み重ねの中の話合いを受け止めた上で、諮問が出てくる。それについては、十分控えをさせていただきますということで、この前の会議を終わっておりますので、その辺をお組いただけるのであれば、せめてこれは、導入についてと考えていただくべき物ではないかなと思います。

部長 先ほども触れましたけれども、色々な意見をいただいて教育委員が判断するに足りるだけの情報提供したいという考えがあるんです。ですから、2年掛けて皆様と協議いただいて、まとめていただいた理想の図書館像。それに対する課題、図書館はどうあるべきか。それも必要だと思うんです。本来そうあるべきだと思うんです。ただ、それと指定管理、直営というのは管理する手段なんです。そうするに、直営にするか指定管理にするかというのは、管理運営する手段、方法ですね。図書館のあるべき姿というのは、一つだと思うんです。理想像はこうである。それに向けて、あるべき姿はこうである。それに対して、どういうレファレンスをしていくかだとか、どんな選書をするか、除籍を行うか。その基準がどうかだとか、色々な問題があると思うんです。それに対して、色々な考え方がございますよね。委員の皆様の経験なり知識を踏まえて、色々な意見をいただきたいという事で、じゃあ今まで一度も行政側として図書館協議会の方に、指定管理者導入ということで、市の方針を出してはおりますけれども、中身についてはどうなんですか。どういうお考えをお持ちですかという意見を聞きたいということで、諮問をさせていただきたいんです。ですから、あり方についてとか導入については、あり方について諮問させていただきたいので、それに対するご意見という形で答申をいただきたいと思います。

委員 はい。そうするとですよ。レファレンスに対して、まったく考慮されていないような導入は反対だって、そういうことでもよろしいんですね。

部 長 それは違うと思います。あり方についての諮問ですから、その諮問について協議して答申いただきたい。レファレンスの部分が落ちたのであれば、それは、そういう形でレファレンスが抜けているというご意見をいただければ良いと思います。

議 長 あの、話が元に戻ってしまうので、今まで2年間の話の継続があり、それらも踏まえた上で諮問がありました。諮問の内容について、図書館の方のスタンスというのは、ここに書かれている文書のとおりなんですね。これに対して、我々意見を言う訳ですから、その幅というのを持って、先ほども言ったようにだから無理だということも有りだし、という話もしていますから、そういうことで進みます。中身のことももちろん、やっていかなければいけないと思いますが、その辺まとめ方は考えなければいけないと思います。

委 員 結局、こちらの意見がある程度反映されたような物だったら、受入れやすいですよ。しかし、ほとんどそことは別のことしか出てこないんじゃない、ちょっとそれは難しいと思います。その辺、館長十分お分かりの上で、作ってらっしゃって、それでいて変えられないというのは、逆に館長以外の意見がどこかから強く出ていて、もう動きようが無い訳でしょ。だから私は、何度も部長等に直接来ていただいた方がいいと思うんです。そうじゃないと、館長が板ばさみになって、書いてあることしか答えられないじゃないですか。

議 長 そのあたりも含めて意見とか、質問の中に含めてもらってかまわないと思います。

委 員 質問とかではなくて、今日解決すべき問題だと思います。ここからスタートする訳ですから、言葉じりというよりは、今までの流れの中で、前回の会議の中でも指定管理者の導入について、質問を受けるんだと捉え方できておりますので、その具体的な文言のあり方について、この項目はこうでありますよ、この項目はこうですよということについては、その後、具体的になるんだと思うんですが……。

議 長 いや、分かりました。再度お願いします。

館 長 細かな部分について、これから具体的に積み上げていかなければならないと思っていますし、今お話いただいた部分についても、決してそういうことではなくてと思っています。今、議長からおっしゃっていただいたように、ご意見はご意見として、受け止めなければいけないと思っています。そこら辺はご理解いただきたいと思います。当然、レファレンスも落とすというつもりは全くありません。そういった部分は、これからの中で、先ほど説明不足な点は

あつたと思いますけれども、様々な基本運営方針だとか出していかなければいけません。これに関する考え方、業務に対する考え方はこうだと示した上で、手続きを踏まなければいけません。そのことに対しては、今の段階でちょっと、お示しさせていただく訳に行かない部分があります。これは業務仕様書に関連してきますので、それは難しい。今まで伺ってきたご意見を、私は整理をして、資料作成には反映させていきたいと思っております。

委員　　まあ、非常に残念でちょっと納得がいかないということだけは、申し上げておきたいと思えます。

議長　　それでは、日程の方も決まりましたので、今日はここまでかなと思っております。時間の方も超過してしまい、申し訳ございませんでした。それでは期日までに出来るだけ質問の方よろしく願います。それでは今日はお疲れ様でした。どうもありがとうございました。

副館長　　本日は、お忙しいところ大変ありがとうございました。

閉　　会　　15：25

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

伊藤 文人 委員

岡田 房子 委員

齋藤 健二 委員

鈴木 一恵 委員

中村 峰子 委員

林 晃平 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

生水 賢一 スポーツ生涯学習部長

木戸 克史 スポーツ生涯学習部次長

石井 之博 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

長谷川 博一 委員